

基本仕様書

基本仕様書

1 自動販売機設置の条件

(1) 自動販売機設置の手続き（提出書類）

設置事業者は、公益財団法人岡山市ふれあい公社（以下「財団」という）事業推進課宛に、以下の書類を添付し提出すること。

- ・ 物件別仕様書に示す設置場所に設置する自動販売機（放熱余地・自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を含む）及び隣接するスペースに設置する回収ボックスの平面図及び立面図。
- ・ 自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

(2) 自動販売機設置期間

- ① 令和8年9月1日から令和9年3月31日まで。ただし、財団が適当と判断した場合には、年度ごとに更新し、当初の設置開始日から起算して最大5年（令和13年3月31日）まで更新できるものとする。

※流通等の事情により、設置開始日が遅れる場合は、事業推進課と協議の上、遅延理由書を提出することとする。

- ② 設置期間の満了前でも、岡山市の行政財産の変更または、施設の改廃等により、設置期間を短縮することがある。この場合において、事業者に損害が生じても岡山市及び財団はその賠償の責を負わない。

(3) 遵守事項

- ① 自動販売機設置の条件を遵守すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ③ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間、駐車位置及び経路については、財団の指示に従うこと。

(4) 原状回復

設置事業者は、自動販売機設置期間が満了又は設置期間が短縮された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を財団に請求することはできない。

(5) 自動販売機設置の中止

財団が認める場合を除き、自動販売機の設置を中止することはできない。

自動販売機の設置の中止を希望する場合は、3ヶ月前までに財団に書面で通知すること。

(6) 自動販売機の増設

財団が必要と判断した場合、施設内に自動販売機を増設することがある。

自動販売機の増設により設置自動販売機の売上の増減がある場合も、設置事業者は一切の補償を財団に請求することはできない。

2 自動販売機の規格等

(1) 周辺環境に配慮した仕様であること（外観色を含む）。

(2) 特に指定のある場合を除き、可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。

(3) ホットアンドコールド機であること。（アイス、紙パックのもの、おむつ等を除く）

(4) ノンフロン対応機であること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。

(5) 「学習省エネ機能」、「真空断熱材」や「ヒートポンプ採用」など、トップランナー方式に従った消費電力量の低減に資する技術等を導入し環境に十分配慮した環境対応型の機種であること。

(6) 照明はタイマーによる電気調節ができること。（自動点滅、減光機能搭載機とすること。）

(7) 耐震対策を行い、できる限り建物躯体に負担のかからない方法で設置のこと。

(8) 安全対策

- ① 「自動販売機の据付基準（JIS 規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、財団の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

- ② 「自販機堅牢化基準」（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、

自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、財団の責に帰することが明らかな場合を除き、財団はその責を負わない。

- ③ 「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の商品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- (9) 設置に当たり、自動販売機及び回収ボックス等について、施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。
- (10) 設置場所の寸法には、自動販売機本体のほか、放熱余地・自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を含む。

3 販売品目の条件等

(1) 販売品目

- ・清涼飲料水等
 - ① 酒類及びその類似品は除く。容器はビン類を除いた缶、ペットボトル、紙パックとし、一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とすること。
 - ② 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。
- ・アイスクリーム
 - ① アイスクリーム（氷菓子も可）とし、一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とすること。
- ・おむつ等衛生用品
 - ① 幼児等用のおむつ等
 - ② おむつは単体ではなく飲料水と一体型の構成とすること。

(2) 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、又は市場の状況等を勘案して財団が適当と認めた価格とする。

4 維持管理責任

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを財団に提出すること。
ただし、上記の全てを他の者に委託することはできない。
- (3) 自動販売機設置場所には、販売する飲料の使用済容器の回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持ち込み等を問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において、設置事業者の連絡先を明示し、専門技術サービス員を配置し即時対応すること。

5 自動販売機納付金の納付

- (1) 自動販売機納付金は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に自動販売機納付金料率を乗じた額とする。
- (2) 自動販売機納付金は、財団への直接現金払い又は口座振込により、指定する期日までに全額納入すること。
- (3) 設置事業者は、各月の1台あたりの売上額が確認できる書面を財団に報告すること。なお、各自動販売機の売上額は以後の募集の際等に公表することがある。

6 その他必要経費等

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。

(2) 自動販売機の運転に必要な電気使用料については、全額を設置事業者の負担とし、設置事業者の負担により子メーターを設置すること。

なお、電気使用料については、子メーターの指示値により計測した電気使用量に基づき計算した金額とし、財団の発行する請求書により、指定する期日までに直接現金払い又は口座振込により全額納入すること。

7 その他

(1) 自動販売機 1 台毎の仕様、条件は物件別仕様書に定めるとおりとする。

(2) 募集要項、基本仕様書、物件別仕様書及び自動販売機設置管理協定書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度財団と設置事業者で協議の上定めるものとする。